

今後の産業廃棄物の受入について

公益財団法人島根県環境管理センター
クリーンパークいずも

平素は、当財団の運営に関し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当財団は、島根県が策定する「しまね循環型社会推進計画」に基づき、産業廃棄物のリサイクル等を推奨しており、その取り組みの一環として、排出事業者の皆様には、廃棄物のリサイクルと分別の徹底をお願いしてまいりました。

今後は、その取り組みを一層強化することを目的に、受入廃棄物はすべて一種類ごとに分別されたもののみとし、また、「木くず」、「金属くず」については、リサイクル・減量化（焼却処分など）可能な産業廃棄物であることから受入をお断りすることといたしました。

つきましては、今後の産業廃棄物の受入内容を下記のとおり取りまとめましたので、申込・搬入される際は必ず事前にご確認下さい。

排出事業者の皆様には、何卒ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 今後の産業廃棄物の受入内容

裏面「今後の産業廃棄物の受入について」参照

2. 実施年月日

令和3年4月1日（木）受入分から

※ 現在、締結中の契約のうち、契約終期が令和3年4月1日以降となっている場合も、令和3年4月1日以降は上記1の今後の産業廃棄物の受入内容を適用します。

3. その他

- ・令和3年4月1日以降、受付・展開検査等で「一種類ごとに分別されていない廃棄物」、「木くず」、「金属くず」が持ち込まれたことが判明した場合、その廃棄物はお持ち帰りいただきます。
- ・持ち帰りにより生じた排出事業者及び収集運搬事業者の不利益等について、当財団はその責任を一切負いません。
- ・中間処理事業により発生した中間処理廃棄物については個別に対応します。

今後の産業廃棄物の受入について

(1) 全ての産業廃棄物（共通）

一種類ごとに分別されている廃棄物のみ受け入れます。

なお、「木くず」及び「金属くず」の受け入れはできません。

(2) 一種類ごとに分別が難しい又は困難な廃棄物

上記（1）の例外として、以下の廃棄物については受け入れます。

①建設系混合廃棄物

- ・建設工事から発生する廃棄物で、種類ごとに分別することが難しい、いわゆる建設系混合廃棄物については、全ての最大長（径）が15cm以下の場合のみ受け入れます。

②複合廃棄物

- ・下表の名称欄にある複合廃棄物については、該当する種類欄にある廃棄物として受け入れます。

名称	種類
木毛板（木質系セメント）	木くず（木毛板）
マルエスシングル（アスファルトシングル）	がれき類（石綿含有）
窯業系サイディング（サイディング+木片）	がれき類
廃石膏ボード+がれき類（モルタル等） （但し、一体化となっているものに限る）	ガラス・陶磁器くず （廃石膏ボード）

※上記以外の分別不可能な複合廃棄物がありましたら、事前にご相談ください。

(3) マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付

- ・廃棄物の種類ごとにマニフェストの交付をお願いします。

（廃棄物の種類のチェックは、該当する廃棄物一種類のみでお願いします。）